

東京地方税政連

発行所：東京地方税理士政治連盟 ● 横浜市西区花咲町4-106（税理士会館内） 電話（045）243-0521
発行責任者：会長 瀧浪 貫治 ● 編集責任者：広報委員長 藤田 伸哉 ● 印刷・製本：株式会社 佐藤印刷所



横浜ベイサイドマリーナ

（写真：横浜中央支部・藤田伸哉会員）

目次

- 定期大会に向けて 東京地方税理士政治連盟 会長 瀧浪 貫治…………… 2
- 定期大会に向けて 神奈川県税理士政治連盟 会長 三堀 孝夫…………… 2
- 定期大会に向けて 山梨県税理士政治連盟 会長 砂田 俊二…………… 3
- 神奈川県税理士政治連盟 第55回定期大会議案書…………… 4
- 東京地方税理士政治連盟 第55回定期大会議案書…………… 12
- 神奈川県税政連だより…………… 23
- 山梨県税政連だより…………… 23
- 「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿…………… 24



定期大会に向けて

東京地方税理士政治連盟

会長 瀧浪 貫治

会員の皆様には、日頃より税政連活動にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。昨年7月にコロナ過で規模を大幅に縮小して開催された第54回の定期大会から早いもので1年を迎えようとしています。今年に入っても世の中のコロナ感染症の状況は収束の見通しがたたないどころか変異株の発生により第4次ピークの様相を呈しています。このような状況で危惧している事は緊急事態宣言による休業や営業時間の短縮で大きな影響を受ける事業者にとっていかに事業を継続させることが出来るのか厳しい現実を抱えている訳であります。その様な状況からして我々が要望した令和3年度税制改正の最重要項目の消費税についての軽減税率制度の廃止と請求書等保存方式の維持等いわゆるインボイス制度の導入見合わせの要望はすっ飛んでしまったように思われます。しかしインボ

イス制度の手続きは本年10月より開始される事が決定されており今でも軽減税率の導入により色々と苦しめられている中小企業に於いて更に大きな負担となる改正が淡々と進んでいく事となる訳であります。我々としては今一度冷静になり、今すべき事を考えなくてはならない時期に来ております。その節には皆様の多大なるご協力をお願いする次第であります。

本年の第55回の定期大会が7月14日に予定されていますが、税理士会等総会の対応についてコロナ感染拡大防止の観点より本年も開催規模の縮小等様々な対応をせざるを得ないと思われれます。税政連としても大会会場を税理士会館かホテルでの開催を予定して準備を進めておりますが未だ不確定な状況もあり今後の対応について会員皆様のご理解ご協力をお願いする次第であります。



定期大会に向けて

神奈川県税理士政治連盟

会長 三堀 孝夫

会員の皆様には常日頃、神奈川県税理士政治連盟に対しましてご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて「定期大会に向けて」という本原稿を書くにあたり、まさか昨年と同様の原稿を書かざるを得なくなるとは想像もしていませんでした。

昨年の第54回定期大会は、来賓は招待せず、参加人数も最小限にし、税理士会館で開催いたしました。それから1年経過しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の勢いが止まらず、昨年と同様の定期大会の開催とせざるを得ない状況であります。

本年は役員改選の年であります。

第55回という節目の定期大会でもありますので、恒例の会場であるホテル・キャメロットで、ご来賓、国会議員の皆様をご招待して盛大に開催したいところでありますが残念です。

定期大会の議案書については、この会報に掲載されておりますので確認していただきたいと思いますが、令和2年度の県連の収支決算については、約187万円の黒字決算になっております。このことは、県連の財政にとっては喜ばし

いことではありますが、裏を返せばコロナ禍の影響により県連の組織活動の縮小を余儀なくされるような活動ができなかったということになります。

いずれにしましても、まず第55回定期大会を無事終了し、新型コロナウイルス、変異ウイルスへの更なる対応という課題を含め活発な税政連活動が行えるよう努力してまいりますので、会員の皆様には引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。



定期大会に向けて

山梨県税理士政治連盟

会長 砂田 俊二

会員の皆様には日頃より山梨県税理士政治連盟の活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

この1年の運動方針及び収支予算を決定し、意思統一を図る定期大会が6月16日に行われます。昨年は規模縮小で山梨県税理士会館にて行われましたが、今年は甲府記念日ホテル（旧甲府富士屋ホテル）に戻しての開催となります。

しかし会場規模は半分以下とし、来賓のご招待及び懇親会の開催は断念いたしました。会員組織率及び会費納入率において全国屈指の97%を誇る山梨県連としては非常に残念な思いです。

例年通り国会議員や秘書の方々とも懇親会にて交流を持つはずでした。会員の皆様も言いたいことが山ほどあり、議員の方々も皆様にお伝

えたいことを沢山お持ちのはずです。少しずつ大切な交流の場を復活させていかなければなりません。

そして本年は衆議院議員選挙が行われます。推薦候補の審査・決定から当選まで、各後援会と連携を重ね大きな成果を出さなければなりません。

税制改正については本年度も消費税インボイス方式の見直しを国会に対し強力に要望いたします。是非とも実現したいところです。

大会当日は各議案慎重に審議することをお約束いたします。本年も山積みである税政連活動ではありますがご協力の程宜しくお願ひいたします。

神奈川県税理士政治連盟 第55回定期大会議案書

第1号議案 令和2年度運動経過及び組織活動報告承認の件

令和2年度運動経過及び組織活動報告〔令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで〕

I 運動経過の概要

本連盟は、令和2年7月15日開催の第54回定期大会において採択された運動方針及び組織活動方針に基づき、東京地方税理士政治連盟及び各支部並びに「税理士による後援会」との密接な連携のもと、会員相互の団結により、目標達成のための運動を展開した。

1. 選挙活動について

令和2年度は、神奈川県下における推薦対象の選挙は行われなかった。

2. 令和3年度税制改正に関する陳情について

(1) 国会議員秘書との懇談会

例年9月に税理士会館において開催している「国会議員秘書との懇談会」については、コロナ禍による大人数による集会自粛要請に基づいて中止とした。緊急かつ重要と思われる要望項目については、各後援会会長・幹事長に説明し、各後援会により議員秘書に説明、国会議員に対して要望項目への理解を求めることとした。

(2) 国会議員への陳情

例年10月に国会（議員会館）に集合して実施している、日本税理士政治連盟および東京地方税理士政治連盟と協調した国会陳情についても、上記秘書懇談会同様各後援会集合しての開催は見送り、各後援会単位で少人数により議員各位に対して「令和3年度税制改正に関する要望書」に基づき陳情を実施した。（各後援会とも実質的に地元陳情となった。）

【令和3年度税制改正に関する重点要望】

1. 消費税における適格請求書保存方式（インボイス方式）導入の見直しと、現行の帳簿保存方式の維持。
2. 消費税における軽減税率制度を廃止し、単一税率制度に戻すこと。
3. 災害損失控除の創設等
4. 所得税の抜本的改正について（所得税の資源配分機能の強化）
 - ① 所得計算上の控除から基本的な人的控除へのシフト
 - ② 基礎的な人的控除のあり方を見直すこと

3. 令和3年度神奈川県・横浜市・川崎市予算などに関する要望について

- (1) 「令和3年度神奈川県予算及び施策」に関して、次のとおり要望した。（要望書の提出）
 - 令和3年度神奈川県予算要望ヒアリング（自民党神奈川県支部連合会）
 - 令和3年度神奈川県予算要望ヒアリング（立憲民主党・民権クラブ神奈川県議団）
 - 令和3年度神奈川県予算要望ヒアリング（公明党神奈川県議団）
 - 令和3年度神奈川県予算要望ヒアリング（県政会神奈川県議団）
 - 令和3年度神奈川県予算要望ヒアリング（日本共産党神奈川県議団）
 - 令和3年度神奈川県予算要望ヒアリング（かながわ県民・民主フォーラム）

- 【要望1】 新型コロナウイルス感染症の対応において、必要な施策を迅速かつ適切に講じることを要望する。
- 【要望2】 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、国及び地方公共団体が今後の税制及び税務行政のあり方について協議し、適切な見直しを検討するよう要望する。
- 【要望3】 水源環境保全税のあり方の検討を要望する。
- 【要望4】 神奈川県版「納税者権利憲章」を策定することを要望する。

- 【要望5】 租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
- 【要望6】 個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
- 【要望7】 個人事業税における事業主控除額の引上げを要望する。
- 【要望8】 中小企業に対する税制の適切な措置を要望する。
- 【要望9】 中小企業制度融資をはじめとする中小企業政策の拡充を要望する。
- 【要望10】 民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
- 【要望11】 包括外部監査人及び神奈川県指定特定非営利活動法人審査会の委員に税理士の引き続きの登用を要望する。
また、監査委員、神奈川県地方税制等研究会及びその専門部会、地方独立行政法人の監事、その他税理士の職能を神奈川県のために発揮できる各種審議会等の委員に税理士の積極的な登用を要望する。

- (2) 「令和3年度横浜市予算及び施策」に関して、次のとおり要望した。(要望書の提出)
令和3年度横浜市予算要望ヒアリング (自民党横浜市支部連合会)

- 【要望1】 新型コロナウイルス感染症の対応において、必要な施策を迅速かつ適切に講じることを要望する。
- 【要望2】 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、国及び地方公共団体が今後の税制及び税務行政のあり方について協議し、適切な見直しを検討するよう要望する。
- 【要望3】 新型コロナウイルス感染症のための緊急措置として、横浜みどり税の課税を一定期間停止するとともに、森林環境税の課税徴収が実施される令和6年度までに、制度のあり方を検討することを要望する。
- 【要望4】 横浜市版「納税者権利憲章」を策定することを要望する。
- 【要望5】 租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
- 【要望6】 個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
- 【要望7】 中小企業制度融資をはじめとする中小企業政策の拡充を要望する。
- 【要望8】 民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
- 【要望9】 固定資産税の課税明細書に評価額の決定及び税額計算の過程を明示して、納税者が課税内容を理解し、確認できるように記載事項と様式の見直しを要望する。
- 【要望10】 横浜市の監査委員、外部監査制度に基づく監査人、横浜市市民活動推進委員会の委員、その他税理士の職能を横浜市のために発揮できる審議会等の委員に、税理士を積極的に登用するよう、引き続き要望する。

《横浜市外部監査人に税理士の登用が決まった》

- (3) 「令和3年度川崎市予算及び施策」に関して、次のとおり要望した。(要望書の提出)
令和3年度川崎市予算要望ヒアリング (自民党川崎市支部連合会)
令和3年度川崎市予算要望ヒアリング (みらい川崎市議団)
令和3年度川崎市予算要望ヒアリング (公明党川崎市議団)

- 【要望1】 新型コロナウイルス感染症の対応において、必要な施策を迅速かつ適切に講じることを要望する。
- 【要望2】 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、国及び地方公共団体が今後の税制及び税務行政のあり方について協議し、適切な見直しを検討するよう要望する。
- 【要望3】 川崎市版「納税者権利憲章」を策定することを要望する。
- 【要望4】 租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
- 【要望5】 個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
- 【要望6】 中小企業制度融資をはじめとする中小企業政策の拡充を要望する。
- 【要望7】 民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
- 【要望8】 固定資産税の課税明細書に評価額の決定及び税額計算の過程を明示して、納税者が課税内容を理解し、確認できるように記載事項と様式の見直しを要望する。
- 【要望9】 川崎市の監査委員、外部監査制度に基づく監査人、NPO法人の指定についての審議を行う第三者委員会の委員、その他税理士の職能を川崎市のために発揮できる審議会等の委員に、税理士を積極的に登用するよう、引き続き要望する。

4. 「税理士による後援会」組織の拡充・強化の支援について

- (1) 後援会の総会及び役員会等に役員が出席し、後援会活動を支援するとともに、「税理士による後援会会長・幹事長会」を開催し、「税理士による後援会」の組織の拡充・強化に協力した。
また、各後援会に対し活動補助金を交付し、財政援助を行った。

(2) 「税理士による後援会」総会開催に当たっては祝金を贈呈し、後援会活動活性化の支援を行った。

(3) 本年度の本連盟役員の出席した後援会活動は、次のとおり。

年月日	内 容	会 場
令和 2. 8.27	税理士による黒岩祐治後援会定期総会	ブリーズバイホテル
10. 1	税理士による上田いさむ後援会定期総会	モンテファーレ天王町
10. 1	税理士による遠山きよひこ後援会設立総会	モンテファーレ天王町
12. 1	税理士による本村賢太郎後援会定期総会	杜のホールはしもと
3. 1.13	税理士によるみたに英弘後援会設立総会	新横浜グレイスホテル

5. 財政基盤の確立について

財政基盤確立のため、組織率の向上に向けて、組織委員会と支部長支部幹事長会合同の会議を行い、本会と共同で研修会を企画した。また、従来同様、東京地方税理士会で毎月開催される税理士証票伝達式に出席し、新規登録者に入会勧奨を行い、税政連支部長に対し未加入者の入会勧奨をお願いするなどして、税政連の組織率向上に努めた。

また毎年赤字決算となっている状況を打開すべく、収入面においては新入会員の会費徴収を促し、未収納者からの回収を検討し増収に努めた。一方、支出面においては出来得る限り削減を計った。

令和2年度の会費収納率は、56.50%であった。

(令和元年度 58.00% 平成30年度 58.38% 平成29年度 58.65% 平成28年度 60.37%)

6. 税政連の広報活動について

東京地方税理士政治連盟機関誌の発行に対する協力

東京地方税理士政治連盟機関誌「東京地方税政連」第91号、第92号及び第93号の発行に協力して、当連盟における国と神奈川県と市町村に対する税政連活動及び「税理士による後援会」の活動報告及び組織率向上に向けた広報活動を行った。

Ⅱ 渉外事項 (省略) Ⅲ 各機関の審議概況 (省略) Ⅳ 各委員会の活動状況 (省略) Ⅴ その他の活動に関する事項 (省略)

第2号議案 令和2年度収支決算承認の件

令和2年度 収支計算書 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
1. 会 費	32,340,000	31,332,000	1,008,000	
2. 寄 付 金	900,000	225,800	674,200	三谷英弘後援会設立補助金 50,000円 遠山きよひこ後援会解散返戻金 175,800円
3. 受取利息	1,000	203	797	
当年度収入合計	33,241,000	31,558,003	1,682,997	
前年度繰越金	14,415,643	14,415,643	0	
収 入 合 計	47,656,643	45,973,646	1,682,997	

支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要	
1. 政治活動費					
(1) 組織活動費					
大会費	330,000	244,283	85,717		
会議費	1,000,000	676,414	323,586		
組織拡充費	300,000	16,080	283,920		
交際費	550,000	288,800	261,200		
渉外費	500,000	252,000	248,000		
議会対策費	400,000	0	400,000		
文書印刷費	80,000	25,190	54,810		
通信費	30,000	18,341	11,659		
旅費交通費	250,000	39,510	210,490		
雑費	50,000	37,950	12,050		
小計	3,490,000	1,598,568	1,891,432		
(2) 選挙関係費					
選挙対策費	2,000,000	0	2,000,000		
小計	2,000,000	0	2,000,000		
(3) 機関紙誌の発行					
その他の事業費					
広報費	500,000	500,000	0		
小計	500,000	500,000	0		
(4) 寄付・交付金					
分担金	18,484,000	18,484,000	0	4,000円×4,621名	18,484,000円
寄付金	2,600,000	2,110,000	490,000	後援会活動補助金	1,860,000円
交付金	1,619,000	1,566,600	52,400	内閣総理大臣就任祝	50,000円
				後援会設立補助金	200,000円
				支部補助金	1,566,600円
小計	22,703,000	22,160,600	542,400		
計	28,693,000	24,259,168	4,433,832		
2. 経常経費					
(1) 事務所費	5,400,000	5,400,000	0		
(2) 交通費	5,000	0	5,000		
(3) 事務消耗品費	20,000	19,474	526		
(4) 備品等購入費	20,000	0	20,000		
計	5,445,000	5,419,474	25,526		
3. 予備費	13,518,643	0	13,518,643		
計	13,518,643	0	13,518,643		
当年度支出合計	47,656,643	29,678,642	17,978,001		
当年度収支差額	0	1,879,361	△1,879,361		
次年度繰越金	*****	16,295,004	*****		

正味財産増減計算書〔令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで〕

(単位：円)

科 目	金 額	
I 増加の部		
1. 資産増加額		
当年度収支差額	1,879,361	
増加額合計		1,879,361
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当年度収支差額	0	
減少額合計		0
当年度正味財産減少額		1,879,361
前年度繰越正味財産額		14,415,643
当年度正味財産合計額		16,295,004

貸借対照表〔令和3年3月31日現在〕

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	0
1. 現 金	92,657	II 固定負債	0
2. 普通預金	13,202,347		
3. 定期預金	3,000,000		
流動資産合計	16,295,004	負 債 合 計	0
		III 正味財産	
		1. 正味財産	16,295,004
		(うち当年度正味財産減少額)	(1,879,361)
資 産 合 計	16,295,004	負債及び正味財産合計	16,295,004

財産目録〔令和3年3月31日現在〕

(単位：円)

資産の部

科 目	内 訳	金 額
現金・預金	現金手許金	92,657
	普通預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	13,202,347
	定期預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	3,000,000
小 計		16,295,004
合 計		16,295,004

負債の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
		0
合 計		0

(単位：円)

差引純資産		16,295,004
-------	--	------------

監査報告書

神奈川県税理士政治連盟規約第23条第1項の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計を監査したところ、正確かつ妥当なことを認めます。

令和3年4月15日

神奈川県税理士政治連盟

会計監事 森 高 繁 ⑩

会計監事 中 山 晃 ⑩

第3号議案 令和3年度運動方針決定の件**令和3年度 運動方針 (案)**〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕**I 運動方針**

本連盟は、税理士の社会的地位の向上を目指し、東京地方税理士政治連盟の運動方針に則り、税理士会の施策実現に向けて、支部との連携を強め、会員相互の団結により、われわれが推薦する国会議員等の後援活動を推進して、挙会体制により政治力を強化し次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

II 重点運動

上記方針(案)に基づき、本連盟の目的を達成するため、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、推薦国会議員等の後援会をはじめ、あらゆる機会を通じて日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- 1 令和4年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。
- 3 納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。また、次の税理士法改正に向けての議論を注視する。
- 4 規制改革、TPP、FTA等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため強力な運動を行う。
- 5 納税環境整備を始めた公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 6 地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関(第三者機関)及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及びNPO法人の支援に係る強力な運動を行う。
- 7 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 8 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。
- 9 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

第4号議案 令和3年度組織活動方針決定の件**令和3年度 組織活動方針 (案)**〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

令和3年度運動方針(案)に基づき、各委員会において次の目標達成のための活動を強力に推進する。

I 政策委員会

- 1 本年度の運動方針(案)に基づき、具体的政策を企画立案する。
- 2 政策を検討する。

II 財務委員会

- 1 財政の充実強化を図る。
- 2 各支部の協力を得て、会費収納に努める。

III 組織委員会

- 1 組織活動の統一強化を図る。
- 2 東京地方税理士政治連盟との連絡調整を図る。
- 3 税政連各支部との連絡強化を図り、会員へのタイムリーな情報発信により活性化を図る。
- 4 研修会を開催する等諸施策を実施する。
- 5 税理士法人の社員税理士及び所属税理士の本連盟への加入促進を図る。
- 6 国会見学会等を企画する。

Ⅳ 議会対策委員会

- 1 東京地方税理士政治連盟が企画する国会対策活動に積極的に協力する。
- 2 地方選出国會議員及び地方議員等への陳情活動及び交流活動を積極的に行う。
- 3 運動方針に必要な活動を企画立案し、具体的運動を実施する。
- 4 推薦国會議員等に税政連活動への理解と積極的な協力をいただくよう努める。

Ⅴ 選挙対策委員会

- 1 選挙対策を立案し、推薦候補者に対し、後援会とともに積極的な応援活動を展開する。
- 2 公職選挙法及び政治資金規正法の理解と選挙に対する正しい知識の普及に努める。

Ⅵ 広報委員会

- 1 神奈川県税理士政治連盟の広報誌（神奈川県税政連だより）を随時発行する。
- 2 東京地方税理士政治連盟の機関誌の発行に協力し、本連盟活動の情報提供に努める。

Ⅶ 後援会対策委員会

- 1 税理士による後援会の組織及びその活動に関する諸施策を積極的に推進する。
- 2 税理士による後援会に対する支援について協議し、諸施策を実施する。
- 3 組織委員会が企画する国会見学会等の事業に協力する。

Ⅷ 支部長・支部幹事長会

- 1 支部における税理士政治連盟の活動を活発にするための施策を実施し、会員の本連盟に対する認識の徹底を図る。
- 2 支部における組織強化に関する施策を協議・検討する。
- 3 支部における会費収納に関する施策を協議・検討する。
- 4 支部に係る地元の税理士による後援会に対する支援について協議・検討する。

第5号議案 令和3年度収支予算決定の件

令和3年度 収支予算書 (案) [令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで]

収入の部

(単位：円)

科 目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	差引増減	摘 要
1. 会 費	31,645,000	32,340,000	△ 695,000	12,000円×4,641名×0.5650(注1・注2) 6,000円×30名(注3)
2. 寄 付 金	950,000	900,000	50,000	後援会設立補助金 (東京地方税理士政治連盟分担金) 50,000円 選挙陣中見舞金18人 (東京地方税理士政治連盟分担金) 900,000円
3. 受 取 利 息	1,000	1,000	0	
当年度収入合計	32,596,000	33,241,000	△ 645,000	
前年度繰越金	16,295,004	14,415,643	1,879,361	
収 入 合 計	48,891,004	47,656,643	1,234,361	

支出の部

(単位：円)

科目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	差引増減	摘要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	500,000	330,000	170,000	
会議費	1,300,000	1,000,000	300,000	
組織拡充費	300,000	300,000	0	
交際費	550,000	550,000	0	
渉外費	500,000	500,000	0	
議会対策費	400,000	400,000	0	
文書印刷費	80,000	80,000	0	
通信費	30,000	30,000	0	
旅費交通費	300,000	250,000	50,000	
雑費	50,000	50,000	0	
小計	4,010,000	3,490,000	520,000	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	2,100,000	2,000,000	100,000	衆議院選挙 18名 × 100,000円 = 1,800,000円 経費 300,000円
小計	2,100,000	2,000,000	100,000	
(3) 機関紙誌の発行				
その他の事業費				
広報費	500,000	500,000	0	
小計	500,000	500,000	0	
(4) 寄付・交付金				
分担金	18,564,000	18,484,000	80,000	4,000円 × 4,641名 (注1)
寄付金	2,660,000	2,600,000	60,000	後援会活動補助金 80,000円 × 20名 〃 50,000円 × 3名 後援会総会開催補助金 30,000円 × 27 (後援会) 後援会設立補助金 100,000円 × 1件 支部補助金 600円 × 4,641名 × 0.5650 (注1、注2)
交付金	1,582,000	1,619,000	△ 37,000	600円 × 30名 × 1/2 (注4)
小計	22,806,000	22,703,000	103,000	
計	29,416,000	28,693,000	723,000	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	5,400,000	5,400,000	0	
(2) 交通費	5,000	5,000	0	
(3) 事務消耗品費	20,000	20,000	0	
(4) 備品等購入費	20,000	20,000	0	
計	5,445,000	5,445,000	0	
3. 予備費	14,030,004	13,518,643	511,361	
計	14,030,004	13,518,643	511,361	
当年度支出合計	48,891,004	47,656,643	1,234,361	
当年度収支差額	△ 16,295,004	△ 14,415,643	△ 1,879,361	
次年度繰越金	0	0	0	

(注1) 令和3年4月1日現在の税理士会会員数 4,641名

(注2) 令和2年度収納率 56.50%

(注3) 令和3年度新入会員見込み 30名

(注4) 新入会員入会月を平均して6か月とする。 1/2

第6号議案 任期満了に伴う改選の件

本連盟の役員任期満了に伴い、規約第6条の規定に基づき、本大会において次の役員を選任する。

- 1. 会長 1人
- 2. 副会長 11人以内
- 3. 幹事長 1人
- 4. 副幹事長 15人以内
- 5. 幹事 21人以内
- 6. 会計監事 2人以内

東京地方税理士政治連盟 第55回定期大会議案書

第1号議案 令和2年度運動経過及び組織活動報告承認の件

令和2年度 運動経過及び組織活動報告 〔 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで 〕

I 運動経過の概要

本連盟は、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という。）の運動方針に則り、税理士の社会的地位の向上と、東京地方税理士会（以下「税理士会」という。）の基本施策の実現のため、第54回定期大会で決定した運動方針及び組織活動方針に基づき、神奈川県及び山梨県税理士政治連盟（以下「県税政連」という）、並びに税理士による国会議員後援会等（以下「税理士による後援会」という）の協力を得て、各種施策・運動等をコロナ禍にもかかわらず実施した。

令和3年度税制改正については、日税政の作成した要望書をもとに税理士業界の意見を推薦国会議員をはじめとする関係各方面に要望し、そのうち特に緊急かつ重要と思われる項目については重点的に陳情した。

1 選挙活動について

令和2年度は、神奈川県・山梨県において国政選挙（補欠選挙を含む）は行われなかった。

2 重点運動について

重点運動1 令和3年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。

(1) 本連盟は、令和3年度の税制改正に対して、日税政、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）の作成した要望書をもとに陳情した。特に緊急かつ重要と思われる次の5項目について重点的に陳情した。（資料1.P13参照）

【令和3年度税制改正に関する重点要望】

1. 消費税における適格請求書保存方式（インボイス方式）導入の見直しと、現行の帳簿保存方式の維持。
2. 消費税における軽減税率制度を廃止し、単一税率制度に戻すこと。
3. 災害損失控除の創設等
4. 所得税の抜本的改正について（所得税の資源配分機能の強化）
 - ①所得計算上の控除から基本的な人的控除へのシフト
 - ②基礎的な人的控除のあり方を見直すこと

(2) 本連盟は、「県税政連」と「税理士による後援会」の協力を得て、税制改正に関する要望の実現に向けて、次のとおり事前に国会議員秘書との懇談会を開催し、その後国会議員への陳情を実施した。

①「国会議員秘書との懇談会」の開催について

神奈川県税政連においては、コロナ感染拡大防止の観点から開催しなかった。

山梨県税政連においては、下記のとおり開催し、議員秘書へ陳情項目を説明し理解を求めた。

	神奈川県税政連	山梨県税政連
年月日	令和 2.9.15	令和 2.9.24
場 所	税理士会館	甲府商工会議所
出席者	後援会会長、幹事長のみ 後援会・税政連 31名	議員秘書 5名 後援会・税政連 18名

② 国会議員への陳情について

神奈川県税政連は、コロナ感染拡大防止の観点から、国会議員への陳情を行わなかった。

山梨県税政連は、役員及び後援会役員が国会において「令和3年度税制改正に関する要望書」に基づき、国会議員に陳情した。

	神奈川県税政連	山梨県税政連
年月日		令和2.10.6
場所	コロナ感染拡大防止の為各 後援会で地元陳情を行った。	議員会館
出席者		後援会・税政連 10名

(3) 陳情活動により、次のような成果が得られた。

要望項目のうち令和3年度税制改正大綱で検討事項を含め採り上げられた主な項目は、以下の通りである。

- ① 中小法人にかかる法人税の軽減税率の特例措置の延長。(令和3年度要望書 6)
- ② 上場株式等の配当所得等に関し、個人住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合の申告手続を簡素化すること。(令和3年度要望書 22)
- ③ 電子帳簿等保存制度のさらなる利便性と普及。(令和3年度要望書 26 (3))

また、個人所得課税については、所得再分配及び多様な働き方の観点から、相続税・贈与税については世代間の公平課税等の観点から、引き続き検討されることとされた。

しかしながら、消費税を始めとする重要要望項目はとりあげられなかった。特に消費税にかかる改正要望については抜本的かつ更なる効果的な方法が必要である。

国民・納税者の視点に立った税制が確立されるよう、また中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、今後も強力な運動を展開する必要がある。

重点運動2 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。

(1) 組織の運営について

本連盟は、日税政の方針をすみやかに県税政連に伝え、税理士会をはじめ関連諸機関との連絡・調整を密にして、県税政連が活発な政治活動を行えるよう支援した。

(2) 財政状況と財政基盤の確立について

本年度の分担金の収納は、会員及び県税政連の理解と協力により予算と同額の収入であった。県税政連の収納率は、神奈川県税政連は56.50%、山梨県税政連は96.55%であり、特に神奈川県税政連においては収納率の減少が危機的状況にある。神奈川県税政連会員の税政連に対する理解を高めるよう努力し、前年に引き続き支出の節減に努めた。

(3) 税政連活動の情報提供について

本連盟は、政治意識の高揚を図るため、各委員会、税理士証票伝達式等各種会合をはじめ、後援会の活動、国会陳情など政治の実践の場を通して、情報の収集・提供を行い、税政連組織の拡充・強化に努めた。

機関誌「東京地方税政連」を第91号から第93号まで3回発行し、税政連活動に関する情報を会員に提供した。

(4) 会務・組織の活性化について

会務・組織の活性化については、特に加入率拡大に重点を置き、税理士会との連携を強化することが重要であるという認識に立ち、引き続き同会の調査研究部と制度部の会議に出席し、情報や意見の交換を密にした。

重点運動3 納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。

税理士による後援会総会等において、平成29年4月1日に施行された税理士法第3条第3項に規定する公認会計士の「財務省令で定める税法に関する研修」について、国税審議会による指定研修が規定通り確実に実施されるよう陳情したが、引き続きその動向を注視していく必要がある。

重点運動4 規制改革、TPP等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を行う。

規制・制度改革については、その動向を注視し、情報の収集に努めた。

重点運動5 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。

日税連及び日税政が意見提出等の対応を行い、多くの要望が反映された行政不服審査法関連三法案が平成26年6月6日参議院本会議で可決成立した。さらに、その附帯決議「有識者から成る第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利利益の救済について実効性を担保できるよう、適切な人材を選任すること。特に地方公共団体において、各団体の実情を踏まえつつ、申立の分野に応じた高い専門性を有する人材が確保できるよう格別の配慮を行うこと。」を

受けて、地方公共団体に対して第三者機関及び審理員に税理士の選任を要望した。

重点運動6 地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関（第三者機関）及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及びNPO法人の支援に係る強力な運動を行う。

令和3年度の神奈川県・横浜市・川崎市の予算及び施策に関する要望について各政党（会派）のヒアリングにおいて、地方公共団体に対して包括外部監査人や監査委員等に税理士を積極的に登用するよう要望した。また、税理士の職能を地方公共団体のために発揮できるよう各種審議会等の委員に税理士の積極的な登用を要望した。（資料2. P16参照）

※横浜市外部監査人に税理士の登用が決まった。

重点運動7 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。

重点運動1. により、中小企業に過重な負担をもたらす税制改正が行われることのないよう運動した結果、一定の成果が得られた。

重点運動8 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。

政治資金規正法に関する日税政の研修に参加し、より一層のコンプライアンスを徹底するよう周知した。

II 渉外事項（政党・議員等に関する事項）（省略）

III 各機関の審議概況（省略）

IV 各委員会の活動状況（省略）

V 対外活動（省略）

第2号議案 令和2年度収支決算承認の件

令和2年度 収支計算書 〔 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで 〕

収入の部

（単位：円）

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要
1. 分担金	19,700,000	19,700,000	0	4,925名（令和2.4.1現在） 神奈川県税理士政治連盟 4,621名 18,484,000円 山梨県税理士政治連盟 304名 1,216,000円
2. 寄付金	590,000	591,400	△1,400	大会祝金 50,000円 日本税理士政治連盟 国会議員等後援会総会助成金 195,000円 後援会会長連絡会議助成金 100,000円 組織強化助成金 246,400円
3. 受取利息	1,000	892	108	
4. 事務受託収入	5,400,000	5,400,000	0	神奈川県税理士政治連盟より
5. 雑収入	1,030,000	910,000	120,000	広告掲載料 他
当年度収入合計	26,721,000	26,602,292	118,708	
前年度繰越金	20,241,832	20,241,832	0	
収入合計	46,962,832	46,844,124	118,708	

支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	500,000	161,686	338,314	
会議費	500,000	452,927	47,073	
渉外費	1,000,000	567,000	433,000	
国会対策費	50,000	0	50,000	
組織拡充費	150,000	82,595	67,405	
慶弔費	150,000	20,000	130,000	
文書印刷費	50,000	36,498	13,502	
通信費	100,000	64,076	35,924	
旅費交通費	750,000	88,700	661,300	
雑費	50,000	18,291	31,709	
小計	3,300,000	1,491,773	1,808,227	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	1,250,000	0	1,250,000	
小計	1,250,000	0	1,250,000	
(3) 機関誌の発行				
その他の事業費				
広報費	3,200,000	2,866,619	333,381	
小計	3,200,000	2,866,619	333,381	
(4) 寄付・交付金				
寄付金	5,960,000	6,013,600	△ 53,600	(注1)
交付金	500,000	500,000	0	(注2)
小計	6,460,000	6,513,600	△ 53,600	
計	14,210,000	10,871,992	3,338,008	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	12,500,000	10,712,166	1,787,834	
(2) 交通費	20,000	1,300	18,700	
(3) 事務消耗品費	200,000	162,183	37,817	
計	12,720,000	10,875,649	1,844,351	
3. 予備費				
計	20,032,832	0	20,032,832	
計	20,032,832	0	20,032,832	
当年度支出合計	46,962,832	21,747,641	25,215,191	
当年度収支差額	0	4,854,651	△ 4,854,651	
次年度繰越金	*****	25,096,483	*****	

(注1) 日本税理士政治連盟 分担金

1,200円×4,928名(令和2.7.1現在) 5,913,600円

就任祝金

菅 総理大臣 50,000円

神奈川県税理士政治連盟

後援会設立助成金 50,000円

(注2) 山梨県税理士政治連盟 特別交付金

500,000円

正味財産増減計算書〔令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで〕

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
I 増加の部		
1. 資産増加額		
当年度収支差額	4,854,651	
増加額合計		4,854,651
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当年度収支差額	0	
減少額合計		0
当年度正味財産増加額		4,854,651
前年度繰越正味財産額		21,167,082
当年度正味財産合計額		26,021,733

貸借対照表〔令和3年3月31日現在〕

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	0
1. 現 金	191,444		
2. 普通預金	24,905,039	II 固定負債	0
3. 郵便貯金	0		
流動資産合計	25,096,483	負債合計	0
II 固定資産			
1. 差入保証金	895,250	III 正味財産	
2. 出 資 金	30,000	1. 正味財産	26,021,733
固定資産合計	925,250	(うち当年度正味財産増加額)	4,854,651
資 産 合 計	26,021,733	負債及び正味財産合計	26,021,733

財産目録〔令和3年3月31日現在〕

資産の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
現 金・預 金	現金手許金	191,444
	普通預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	24,905,039
	郵便貯金 (00280-6-137715)	0
小 計		25,096,483
差入保証金	(株)税理士会館	895,250
出 資 金	かながわ信用金庫	30,000
小 計		925,250
合 計		26,021,733

負債の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
		0
合 計		0

(単位：円)

差引純資産		26,021,733
-------	--	------------

監査報告書

東京地方税理士政治連盟規約第28条第1項の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計を監査したところ正確かつ妥当なことを認めます。

令和3年4月15日

東京地方税理士政治連盟

会計監事 丸山孝佳 ㊞

会計監事 宇久田進治 ㊞

第3号議案 令和3年度運動方針決定の件

令和3年度 運動方針 (案) [令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで]

I 運動方針

本連盟は、税理士の社会的地位の向上を目指し、日本税理士政治連盟の運動方針に則り、税理士会の施策実現に向けて、県税政連との連携を強め、会員相互の団結により、われわれが推薦する国会議員等の後援活動を推進して、学会体制により政治力を強化し次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

II 重点運動

上記方針(案)に基づき、本連盟の目的を達成するため、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、推薦国会議員等の後援会をはじめ、あらゆる機会を通じて日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- 1 令和4年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。
- 3 納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。また、次の税理士法改正に向けての議論を注視する。
- 4 規制改革、TPP、FTA等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため強力な運動を行う。
- 5 納税環境整備を始めた公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 6 地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関(第三者機関)及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及びNPO法人の支援に係る強力な運動を行う。
- 7 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 8 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。
- 9 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

第4号議案 令和3年度組織活動方針決定の件

令和3年度 組織活動方針 (案) [令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで]

令和3年度運動方針(案)に基づき、各委員会において次の目標達成のための活動を強力に推進する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針(案)に基づき、具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。

- 3 組織の円滑な運営と県税政連の政治活動を支援する。
- 4 東京地方税理士会との連絡調整を図る。

二 財務委員会

- 1 本連盟の財政の健全化を図る。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 日税政及び県税政連との連絡調整を図る。
- 3 会員の増強を積極的に図る。
- 4 県税政連の組織充実強化のための諸施策を支援する。

四 国対委員会

- 1 日税政が企画する国会対策活動に積極的に協力する。
- 2 推薦国会議員等の懇談会を企画実施する。
- 3 国会議員等への陳情活動を積極的に行う。
- 4 推薦国会議員等に税政連活動への理解と積極的な協力をいただけるよう努める。

五 選対委員会

- 1 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体的運動を実施する。
- 2 各選挙区毎に推薦候補者に対する積極的な応援運動を展開する。
- 3 公職選挙法及び政治資金規正法の理解と選挙に対する正しい知識の普及に努める。

六 広報委員会

- 1 本連盟の機関誌を発行し情報の提供を行う。
- 2 日税政の機関紙の発行に積極的に協力し、本連盟の活動情報の提供に努める。

七 後援会対策委員会

- 1 税理士による後援会の組織及びその活動に関する諸施策を積極的に推進する。
- 2 税理士による後援会に対する支援について協議し、諸施策を実施する。

第5号議案 令和3年度収支予算決定の件

令和3年度 収支予算書 (案) 〔 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで 〕

収入の部

(単位：円)

科 目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	差引増減	摘 要
1. 分 担 金	19,796,000	19,700,000	96,000	(注1) <内訳> 神奈川県税理士政治連盟 4,641名 18,564,000円 山梨県税理士政治連盟 308名 1,232,000円
2. 寄 付 金	625,000	590,000	35,000	日本税理士政治連盟 助成金 575,000円 大会祝金 50,000円
3. 受 取 利 息	1,000	1,000	0	
4. 事 務 受 託 収 入	5,400,000	5,400,000	0	神奈川県税理士政治連盟より
5. 雑 収 入	1,050,000	1,030,000	20,000	広告掲載料
当年度収入合計	26,872,000	26,721,000	151,000	
前年度繰越金	25,096,483	20,241,832	4,854,651	
収 入 合 計	51,968,483	46,962,832	5,005,651	

支出の部

(単位：円)

科 目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	500,000	500,000	0	
会議費	1,000,000	500,000	500,000	
渉外費	1,000,000	1,000,000	0	
国会対策費	50,000	50,000	0	
組織拡充費	150,000	150,000	0	
慶弔費	150,000	150,000	0	
文書印刷費	50,000	50,000	0	
通信費	100,000	100,000	0	
旅費交通費	500,000	750,000	△ 250,000	
雑費	50,000	50,000	0	
小計	3,550,000	3,300,000	250,000	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	1,300,000	1,250,000	50,000	
小計	1,300,000	1,250,000	50,000	
(3) 機関誌の発行 その他の事業費				
広報費	3,200,000	3,200,000	0	
小計	3,200,000	3,200,000	0	
(4) 寄付・交付金				
寄付金	5,988,800	5,960,000	28,800	(注2)
交付金	500,000	500,000	0	(注3)
小計	6,488,800	6,460,000	28,800	
計	14,538,800	14,210,000	328,800	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	15,000,000	12,500,000	2,500,000	
(2) 交通費	20,000	20,000	0	
(3) 事務消耗品費	200,000	200,000	0	
計	15,220,000	12,720,000	2,500,000	
3. 予備費				
計	22,209,683	20,032,832	2,176,851	
計	22,209,683	20,032,832	2,176,851	
当年度支出合計	51,968,483	46,962,832	5,005,651	
当年度収支差額	△ 25,096,483	△ 20,241,832	△ 4,854,651	
次年度繰越金	0	0	0	

(注1) 神奈川県・山梨県税理士政治連盟からの分担金

4,000円×4,949名(令和3.4.1現在) = 19,796,000円

(注2) 日本税理士政治連盟への分担金

1,200円×4,949名(令和3.4.1現在) = 5,938,800円

(実際には令和3.7.1現在の税理士会会員数で分担する。)

神奈川県税理士政治連盟

後援会設立助成金 50,000円×1件 = 50,000円

(注3) 山梨県税理士政治連盟

特別交付金 500,000円

第6号議案 東京地方税理士政治連盟規約一部改正の件

規約一部改正 (案)

東京地方税理士政治連盟規約第4条及び11条～13条、18条～19条、21条～22条、24条、26条並びに29条～32条を次のとおり改正する。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第6章 その他の機関 (第28条～<u>第31条</u>)</p> <p>第7章 事務局 (第32条)</p> <p>第8章 財務 (第33～<u>第38条</u>)</p> <p>第9章 雑則 (<u>第39</u>)</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第4条 本連盟は、<u>東京地方税理士会の方針を踏まえ</u>、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、民主的税理士制度及び租税制度並びに<u>税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。</u></p> <p>第2章 役員 (幹事)</p> <p>第11条 幹事は、幹事会の構成員であり、会務執行に関する審議に参画する。 (会務の執行)</p> <p>第12条 会長及び幹事長は、会務の執行に当たっては法令若しくはこの規定又は大会並びに<u>幹事会の決議に反することができない。</u></p> <p>(役員を選任)</p> <p>第13条 役員は、役員選考委員会で選ばれた候補者につき、大会において選任する。但し、欠員(代行者がない場合)の補充については、<u>幹事会</u>で選任することができる。</p> <p>第3章 執行機関 (正副会長正副幹事長会)</p> <p>第18条 <u>正副会長正副幹事長会は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>正副会長正副幹事長会は、会務の執行に関する事項につき協議する。</u></p> <p>3 <u>正副会長正副幹事長会は、会長が招集し、これを主宰する。</u> (委員会)</p> <p>第19条 同右</p> <p>(1) 同右 (2) 同右 (3) 同右 (4) 同右 (5) 同右 (6) 同右 (7) 同右</p> <p>2 <u>前項のほか、会長が必要と認めたときは、幹事会に諮って臨時に特別委員会等を設けることができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第6章 その他の機関 (第28条～<u>第30条</u>)</p> <p>第7章 事務局 (第31条)</p> <p>第8章 財務 (<u>第32～第37条</u>)</p> <p>第9章 雑則 (<u>第38</u>)</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第4条 本連盟は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、民主的税理士制度及び租税制度を確立するため、必要な政治活動を行うとともに、<u>県税政連の政治活動を支援することを目的とする。</u></p> <p>第2章 役員 (幹事)</p> <p>第11条 幹事は、幹事会の構成員であり、会務執行に関する協議に参画する。 (会務の執行)</p> <p>第12条 会長及び幹事長は、会務の執行に当たっては法令若しくはこの規定又は大会並びに<u>正副会長正副幹事長会の決議に反することができない。</u></p> <p>(役員を選任)</p> <p>第13条 役員は、役員選考委員会で選ばれた候補者につき、大会において選任する。但し、欠員(代行者がない場合)の補充については、<u>正副会長正副幹事長会</u>で選任することができる。</p> <p>第3章 執行機関 (幹事会)</p> <p>第18条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。</p> <p>2 <u>幹事会は、会務執行に関する事項につき協議決定する。</u></p> <p>3 <u>幹事会は、幹事長が招集しこれを主宰する。</u> (委員会)</p> <p>第19条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ迅速ならしめるため、次の委員会を置く。</p> <p>(1) 政策委員会 (2) 財務委員会 (3) 組織委員会 (4) 国対委員会 (5) 選対委員会 (6) 広報委員会 (7) 後援会対策委員会</p>

改正案	現行
<p>(委員会の組織)</p> <p>第21条 各委員会に委員長及び副委員長2人以内を置き、委員長は副会長のうちから、副委員長は幹事のうちから<u>幹事会</u>の議を経て、会長が委嘱する。</p> <p>2 同右</p> <p>第4章 大会 (大会)</p> <p>第22条 同右</p> <p>2 定期大会は、毎年1回<u>幹事会</u>の議を経て会長が招集する。</p> <p>3 同右</p> <p>(大会の議事)</p> <p>第24条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>3 大会の議事及び運営その他については、<u>幹事会</u>で決める。</p> <p>第5章 審議機関 (幹事会)</p> <p>第26条 <u>幹事会</u>は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。</p> <p>2 <u>幹事会</u>は、<u>会務の執行に関する重要事項</u>につき審議決定する。</p> <p>3 <u>幹事会</u>は、会長が招集しこれを主宰する。</p> <p>(幹事会の議事)</p> <p>第27条 <u>幹事会</u>は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>2 <u>幹事会</u>の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>第6章 その他の機関 (顧問及び相談役)</p> <p>第29条 同右</p> <p>2 顧問及び相談役は、<u>幹事会</u>の議を経て、会長が委嘱する。</p> <p>3 同右</p> <p>(推薦審査会)</p> <p>第30条 同右</p> <p>2 審査会の構成員は、<u>幹事会</u>に諮って、会長が委嘱する。</p> <p>3 同右</p> <p>4 同右</p>	<p>(委員会の組織)</p> <p>第21条 各委員会に委員長及び副委員長2人以内を置き、委員長は副会長のうちから、副委員長は幹事のうちから<u>正副会長正副幹事長会</u>の議を経て、会長が委嘱する。</p> <p>2 各委員会に、委員若干人を置くことができる。</p> <p>第4章 大会 (大会)</p> <p>第22条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。</p> <p>2 定期大会は、毎年1回<u>正副会長正副幹事長会</u>の議を経て会長が招集する。</p> <p>3 会長が必要と認めたとき、又は県税政連から要求があり、幹事会が必要と認めたときは、会長は、1月以内に臨時大会を招集しなければならない。</p> <p>(大会の議事)</p> <p>第24条 大会の議長及び副議長は、その都度大会において選任する。</p> <p>2 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 大会の議事、及び運営その他については、<u>正副会長正副幹事長会</u>で決める。</p> <p>第5章 審議機関 (<u>正副会長正副幹事長会</u>)</p> <p>第26条 <u>正副会長正副幹事長会</u>は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって構成する。</p> <p>2 <u>正副会長正副幹事長会</u>は、<u>会務の執行に関する重要事項</u>につき審議決定する。</p> <p>第6章 その他の機関 (顧問及び相談役)</p> <p>第29条 本連盟に、顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び相談役は、<u>正副会長正副幹事長会</u>の議を経て、会長が委嘱する。</p> <p>3 第14条各項及び第15条各号の規定は、顧問及び相談役の任期について準用する。</p> <p>(推薦審査会)</p> <p>第27条 本連盟に推薦審査会(略称「審査会」)を置き、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び首長の各選挙に際し、候補者の推薦につき審査決定する。</p> <p>2 審査会の構成員は、<u>役員のうちから正副会長正副幹事長会</u>に諮って、会長が委嘱する。</p> <p>3 審査会に推薦審査会長及び同副会長1人を置く。</p> <p>4 推薦審査会長は、副会長の中から選考し、推薦審査副会長は、審査会において互選する。</p>

改正案	現行
5 同右	5 推薦審査会長は、審査会を招集し、議長としてその運営にあたる。
6 同右	6 推薦審査副会長は、推薦審査会長を補佐し、推薦審査会長に事故ある時は、その職務を代行する。
(特別な機関)	(特別な機関)
第31条 会長は、必要に応じ幹事会の議を経て、臨時に特別な機関を設けることができる。	第30条 会長は、必要に応じ正副会長正副幹事長会の議を経て、臨時に特別な機関を設けることができる。
(事務局)	
第32条以下繰下げ	
附則 (令和3年 月 日)	

(改正理由)

東京地方税理士政治連盟（以下、「地区連」という）と神奈川県税理士政治連盟（以下、「神奈川県連」という）は、近年においては、合同会議を開催し、重要事項について審議決定している。両組織の財政、事務局機能、役員構成等を勘案すると、今後も合同会議を開催することが、効率的、効果的な会務運営だと思われる。

しかし、合同会議を前提にすると決議機関を合わせる必要があり、そのための規約改正が必要である。

第7号議案 役員任期满了に伴う改選の件

本連盟の役員任期满了に伴い、規約第13条第1項の規定に基づき、本大会において次の役員を選任する。

- | | |
|---------|-------|
| 1. 会長 | 1人 |
| 2. 副会長 | 13人以内 |
| 3. 幹事長 | 1人 |
| 4. 副幹事長 | 9人以内 |
| 5. 幹事 | 18人以内 |
| 6. 会計監事 | 2人以内 |

第8号議案 大会決議採択の件**大会決議**

税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充を図るとともに、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため、次のとおり決議する。

- 一、 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、規制改革、TPP等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

以上決議する。

令和3年7月14日

東京地方税理士政治連盟
第55回定期大会

税政連だより

神奈川県税政連活動

- 令3.1.13 税理士による三谷英弘後援会 設立総会
／新横浜グレイスホテル
- 1.20 伝達式 新入会員向け説明会の収録／税理士会館8階
- 2.2 県連 第4回財務委員会／税理士会館2階事務局
- 3.9 地区連 県連 会長・幹事長打合せ会／税理士会館2階 事務局
- 3.25 県連 第4回 正副会長正副幹事長・幹事会 合同会議／税理士会館8階会議室
- 4.2 第1回証票伝達式／税理士会館8階
- 4.8 県連 第5回財務委員会／税理士会館2階 事務局
- 4.12 田中和徳 国政懇談会／川崎日航ホテル
- 4.15 地区連 県連 会計監査 新年度予算検討会議／税理士会館3階 会議室
- 4.16 データ通信 ゴルフコンペ／磯子カンツリークラブ
- 4.21 笠ひろふみ 政経懇話会／ANA インターコンチネンタルホテル東京
- 4.23 税理士会館役員及び関連諸機関との春季親睦ゴルフコンペ／レイクウッドゴルフクラブ
- 4.30 第2回証票伝達式／税理士会館8階
- 5.14 県連 正副会長正副幹事長会、幹事会合同会議／税理士会館8階
- 5.31 神奈川県土地家屋調査士政治連盟定時大会／ロイヤルホールヨコハマ
- 6.7 甘利 明君を囲む会／横浜ベイホテル東急 (予定)
- 6.28 鈴木けいすけ 春の集い／新横浜プリンスホテル (予定)
- 7.21 鈴木馨祐衆議院議員を励ます会／ホテル・ルポール麴町 (予定)

山梨県税政連活動

- 令3.1.15 東京地方税理士会山梨県会・山梨県税理士政治連盟および関連団体合同新年賀詞交歓会 (中止)
- 3.19 第5回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議／税理士会館
- 4.2 令和2年度期末監査／税理士会館
- 4.2 第1回財務委員会／税理士会館
- 4.16 第1回総会打合せ会／税理士会館
- 4.23 第1回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議／税理士会館
- 4.30 第2回総会打合せ会／税理士会館



「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿

令和3年6月1日現在
東京地方税理士政治連盟

衆議院

国会議員名	党派	選挙区	会長(推薦人代表)	幹事長	結成年月日
松本 純	無所属	神奈川1	浅木 克真	裏木 新	H25.11.27
菅 義偉	自民	神奈川2	高橋 稔	新井 通夫	H 9.12. 4
小此木 八郎	自民	神奈川3	松江 泰弘	中川 公登	H 8. 7.10
鈴木 馨祐	自民	神奈川7	佐野 光明	外邨 信一	H27. 5.11
笠 浩史	無所属	神奈川9	角田 国明	古舘 修	H16. 1.11
田中 和徳	自民	神奈川10	枝村 和道	池上 英嗣	H 8. 5.18
小泉 進次郎	自民	神奈川11	長治 克行	谷中 英司	H21.10.31
阿部 知子	立民	神奈川12	吉澤 陽子	宮治 千枝子	H28. 3.23
甘利 明	自民	神奈川13	小林 貢	松尾 誠一	H11. 1. 5
あかま 二郎	自民	神奈川14	小山 智祐	村上 剛	H28.11.22
河野 太郎	自民	神奈川15	榊原 雄児	柳川 信男	H 8. 6.17
義家 弘介	自民	神奈川16	須藤 紳次郎	中村 和恵	H30. 7.26
牧島 かれん	自民	神奈川17	北村 幸弘	石川 和俊	H27.11.11
山際 大志郎	自民	神奈川18	大森 行雄	小笠原 輝昭	H26. 9.19
堀内 詔子	自民	山梨2	湯山 智治	長田 豊明	H27.10. 1
後藤 祐一	立民	比例南関東	新川 勉	遠藤 哲也	H22. 1.22
中谷 真一	自民	比例南関東	田中 茂樹	中込 公人	H28. 4.18
三谷 英弘	自民	比例南関東	岸 蔚	平山 紀美子	R 3. 1.13

参議院

国会議員名	党派	選挙区	会長	幹事長	結成年月日
牧山 ひろえ	立民	神奈川県	草苅 章雄	高垣 希	H21. 5.18
佐々木 さやか	公明	神奈川県	阿部 幸宣	大崎 ケイ子	H25. 6.20
島村 大	自民	神奈川県	中村 泰宏	戸島 喜久郎	H25. 6.26
三原 じゅん子	自民	神奈川県	—	—	—
三浦 信祐	公明	神奈川県	平松 武雄	蜷川 嘉久	H28. 5.17
森屋 宏	自民	山梨県	天野 友一	江井 誠	R 1. 5.20
赤池 誠章	自民	比例代表	石橋 秀樹	池田 善一	H19.11.17

県知事・市長

県知事・市長名	氏名	会長	幹事長	結成年月日
神奈川県知事	黒岩 祐治	朝倉 文彦	宮島 和比古	H25. 9. 5
山梨県知事	長崎 幸太郎	村松 滝夫	羽田 昭徳	H27.12.21
横浜市市長	林 文子	飯田 純子	辻 泰二郎	H25. 7.25
川崎市市長	福田 紀彦	西山 裕志	江口 進	H27. 4.10
相模原市長	本村 賢太郎	吉野 賢一	中村 一郎	H21.12.12

前・元国会議員等

前・元国会議員等名	党派	選挙区	会長	幹事長	結成年月日
浅尾 慶一郎	自民	神奈川4	石井 正夫	飯田 幹嘉	H11. 5.18
上田 勇	公明	神奈川6	芋川 宏教	松永 しのぶ	H21. 2. 3
金子 洋一	無所属	神奈川県	上原 英二	清水 一男	H23. 7. 1

選んでよかった! JDL

これからの会計事務所にAI Readyのネットワークサーバー

JDL Liberty[®]

新登場



JDL Scan stand[®]

通帳や領収証を置くだけで読み取り!



AI-OCR 仕訳入力システム[™] 標準搭載

証ひょうから仕訳生成に必要な情報を自動抽出。仕訳入力をAIが担います*。



デモンストレーションも
お気軽にお申し込みください!

会計事務所にプライベートクラウドを構築!

会計事務所と顧問先を一体に捉えたネットワークを構築。緊密な連携で業務改善。

JDLの“一筆書き”によるスムーズなデータ連携!

顧問先データの受け取り・会計・決算・税務申告、データ保管までシームレスに完結。

「どこでも会計事務所」でいつでも・どこでも実務処理!

ご自宅からのリモートワークや顧問先訪問時など、今いる場所が会計事務所に。

データ一元管理・活用、将来も安心のシステム拡張!

PCとは一線を画す、安全性・利便性に優れたシステム構築。

※ご利用には、別途、「JDL財務システム」が必要となります。



詳しい情報は、ホームページをご覧ください。

JDL Liberty

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

協同組合からのご案内

東京地方税理士協同組合は、

1. 組合員等の社会的地位の向上と福利厚生の実現を図る
2. 提携企業との共存共栄を図る
3. 税理士会に貢献する

を基本方針として、税理士会では行う事の出来ない各種収益事業等を行っております。これらの事業で得た収益は、税理士会との共同事業、ご協力を頂いた支所への交付金として、又、組合員等への福利厚生事業等として還元しています。

現在、協同組合の各種事業は新型コロナウイルス感染症の拡大予防を最重要視し、総代会・各部活動・生命保険会社等の協議会は規模縮小・出席人数を限定して開催しております。

研修会につきましては会場型受講を当面中止にし、協同組合主催の研修会は組合ホームページの組合員専用ページにてオンデマンドで行います。また今年度より全ての研修会に協同組合利用券がご使用いただけます。多くの組合員等の皆様に受講していただきますようお願い申し上げます。

全税共事業では、「税理士VIP代理店会」を発足いたしました。業務知識の向上・情報の共有を行い、税理士VIP代理店の更なる発展を目指しております。趣旨・目的をご理解いただきこの代理店会への入会をお願い申し上げます。

また共済会事業として、現在、組合員・準会員、事務所職員等の皆様にご加入頂ける『団体定期保険』・『団体医療保険』への加入促進を図るシンプルキャンペーンを行っております。

団体定期保険は、割安な掛金で大きな保障をうけることができ、告知のみで最高3,000万円まで加入できます。団体医療保険は、病気や事故で入院や手術をされたときに給付金をお支払い致します。保険料は団体割引が適用されます。『まさか』・『もしも』の時の備えとして、この機会に未加入の皆様は加入を、既加入の皆様は増額等のご検討をお願い申し上げます。

斡旋事業では、協同組合ホームページに提携企業の一覧を掲載しております。関与先等のご紹介先などがございましたら協同組合事務局までお問い合わせをお願い致します。また、団体割引のある自動車保険・火災保険の代理店業務も行ってまいります。是非協同組合を通じての契約にご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後も組合員・準会員の皆様への情報発信を積極的に行って参りますので、協同組合ニュース・メールマガジン・ホームページ等や組合からの郵送物に目を通して頂きまして協同組合事業への更なるご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先：東京地方税理士協同組合事務局 電話：045-243-0551
協同組合ホームページ <http://www.tochizeikyo.com/>

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けずと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



パンフレットのご請求・お問い合わせ
東京地方税理士協同組合事務局 ☎045-243-0551



Sompo Japan
Nipponkoa

東京地方税理士協同組合

組合員・準会員の先生・事務所勤務のみなさま専用

集団扱の長期契約が可能となりました。

火災保険で、長期一括払の場合、
1年契約を繰り返すより保険料は安くなります！

特長1

年払いで
保険料が
5%割引

(集団扱一括払による割引)

月払の場合は
分割割増がかかりません。

特長2

自動車保険は

今までお使いの
ノンフリート等級
(無事故による割増引)
を継承できます。

特長3

保険料は
口座振替で
ご契約時
キャッシュレス

保険料はご指定の口座から
お引落しします。

集団扱

自動車保険



NEW

長期契約(保険期間3年まで)も可能となりました。
(長期分割払)

- ◆マイカーだけでなく、セカンドカーや、同居のご家族名義のお車もOK。
- ◆事務所のお車(業務使用車)もご利用いただけます。
- ◆ノンフリート等級(無事故による割増引)とは別に5%割引となります。

集団扱

火災保険



NEW

長期契約(保険期間10年まで)も可能となりました。
(個人用火災総合保険にかぎり長期分割払(保険期間5年まで)、
長期一括払(保険期間10年まで)が可能となります。)

- ◆自宅だけでなく、事務所の火災保険もご利用いただけます。

お問合せ先：東京地方税理士協同組合 事務局

電話：045-243-0551 F A X：045-243-0550